

「令和 8 年度集団健診業務委託」の提案競技に関する質問と回答

	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書 p 10 ⑧業務管理 IV業務の引継ぎ	業務が変わる際の業務引継ぎは、福岡市を經由しての引継ぎという認識でよろしいでしょうか。	前年度の受注者と新年度の受注者との打合せにより、直接、業務引継ぎを行っていただきます。
2	仕様書 p 17 別表3 実施事業一覧 (1) 健診等	「特定健診・特定保健指導」について、中央区の公民館等が「○」となっておりますが、次年度以降は中央区についても特定保健指導の実施対象となりますでしょうか。（注意書きで「（特定健診・特定保健指導は除く）」とあるため、確認です。）	中央区の保健福祉センター及びサポートセンター以外で健診を実施する場合は、特定保健指導の実施対象となります。 ただし、協会けんぽとの連携にかかる健診については、すべて特定健診・特定保健指導は実施不要となります。
3	仕様書 p 35・p 36 契約書別表 2 委託単価表 (5) 申込書等発送単価表 (6) 健（検）診に関する問い合わせ窓口（コールセンター）及び受診券再発行 ②受診券再発行・発送処理単価	郵便料金（申込書および受診券再発行発送処理）について、料金改定があった場合は、改定にあわせた料金になりますでしょうか。	郵便料金の改定があった際は、改定に合わせた料金といたします。